

居宅介護職員初任者研修等実施要綱 本文 新旧対照表

改正後（案）	改正前	摘 要
<p>居宅介護職員初任者研修等実施要綱</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 免除科目</p> <p>(1) 本要綱5の規定により指定を受けた事業者は、研修受講者の保有する資格又は実務経験等により、研修課程の全部又は一部科目を免除できるものとする。なお、免除科目については、別紙3に定めるとおりとする。</p> <p>(2) 都道府県、市町村又は公的団体の実施する在宅サービスに係る研修事業の修了者が、居宅介護職員初任者研修等を受講する場合であっても、履修した科目を居宅介護職員初任者研修等の科目として免除する取扱いとはしないものとする。ただし、在宅サービスに係る研修事業の実施団体から、当該研修と居宅介護職員初任者研修等との重複する科目について、免除適用の申請があり、知事がこれを認めた場合には、この限りでない。</p> <p>(3) 看護師、准看護師及び保健師の資格を有する者については、居宅介護職員初任者研修課程の全てを免除するものとする。したがって、看護師、准看護師及び保健師の資格を有する者を居宅介護職員初任者研修課程修了者とみなし、看護師、准看護師及び保健師の免許証を居宅介護職員初任者研修課程の修了証明書として扱うものとする。</p> <p>(4) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得するための研修（以下「実務者研修」という。）を修了している者については、居宅介護職員初任者研修課程の全てを免除するものとする。したがって、実務者研修の修了証明書を有する者を居宅介護職員初任者研修課程修了者とみなし、実務者研修の修了証明書を居宅介護職員初任者研修課程の修了証明書として扱うものとする。</p> <p><u>(5) 平成23年9月30日において、次に掲げる研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者、または当該研修の課程を受講中の者であって、平成23年10月1日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、同行援護従業者養成研修一般課程の全てを免除するものとする。したがって、その証明書を同行援護従業者養成研修一般課程修了証明書として扱うものとする。</u> <u>(i)視覚障害者移動介護従業者養成研修</u> <u>(ii)重度視覚障害者研修</u></p> <p><u>(6) 次に掲げる研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、同行援護従業者養成研修一般課程及び同研修応用課程の全てを免除するものとする。したがって、その証明書を同行援護従業者養成研修一般課程及び同研修応用課程の修了証明書として扱うものとする。</u> <u>(i)社会福祉法人日本盲人会連合が実施する「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修」</u></p> <p>5～14 （略）</p>	<p>居宅介護職員初任者研修等実施要綱</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 免除科目</p> <p>(1) 本要綱5の規定により指定を受けた事業者は、研修受講者の保有する資格又は実務経験等により、研修課程の全部又は一部科目を免除できるものとする。なお、免除科目については、別紙3に定めるとおりとする。</p> <p>(2) 都道府県、市町村又は公的団体の実施する在宅サービスに係る研修事業の修了者が、居宅介護職員初任者研修等を受講する場合であっても、履修した科目を居宅介護職員初任者研修等の科目として免除する取扱いとはしないものとする。ただし、在宅サービスに係る研修事業の実施団体から、当該研修と居宅介護職員初任者研修等との重複する科目について、免除適用の申請があり、知事がこれを認めた場合には、この限りでない。</p> <p>(3) 看護師、准看護師及び保健師の資格を有する者については、居宅介護職員初任者研修課程の全てを免除するものとする。したがって、看護師、准看護師及び保健師の資格を有する者を居宅介護職員初任者研修課程修了者とみなし、看護師、准看護師及び保健師の免許証を居宅介護職員初任者研修課程の修了証明書として扱うものとする。</p> <p>(4) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第2号の指定を受けた学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得するための研修（以下「実務者研修」という。）を修了している者については、居宅介護職員初任者研修課程の全てを免除するものとする。したがって、実務者研修の修了証明書を有する者を居宅介護職員初任者研修の修了証明書として扱うものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>5～14 （略）</p>	<p>○誤字の修正</p> <p>○脱字の修正</p> <p>○平成27年9月27日付け施運第1057号保健福祉部福祉局施設運営指導課長通知による追加項目</p> <p>○平成26年3月10日付け施運第901号 保健福祉部福祉局施設運営指導課長通知による追加項</p>

居宅介護職員初任者研修等実施要綱 別紙3(免除可能科目) 新旧対照表

改正後(案)	改正前	摘要
(別紙3) 免除可能科目 1～9 (略)	(別紙3) 免除可能科目 1～9 (略)	
10 介護福祉士、 <u>実務者研修、居宅介護職員初任者研修課程</u> 、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、旧1、2級課程及び旧3級課程（「北海道介護員養成研修実施要綱」（平成12年4月20日地福第112号北海道保健福祉部長通知）（以下「旧介護員研修」という。）の各課程及び「ホームヘルパー研修会実施要綱」（平成8年3月12日高福第790号生活福祉部長通知）（以下「旧ヘルパー研修」）の各課程を含む。）修了者又は修了予定者 <u>並びに看護師、准看護師及び保健師の資格を有する者</u> が重度訪問介護従業者養成研修基礎課程または重度訪問介護従業者養成研修統合課程を受講する場合 (1) 障害者総合支援制度とサービス (2) 介護概論 (3) 居宅介護従業者の職業倫理	10 介護福祉士、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、旧1、2級課程及び旧3級課程（「北海道介護員養成研修実施要綱」（平成12年4月20日地福第112号北海道保健福祉部長通知）（以下「旧介護員研修」という。）の各課程及び「ホームヘルパー研修会実施要綱」（平成8年3月12日高福第790号生活福祉部長通知）（以下「旧ヘルパー研修」）の各課程を含む。）修了者又は修了予定者が重度訪問介護従業者養成研修基礎課程または重度訪問介護従業者養成研修統合課程を受講する場合 (1) 障害者総合支援制度とサービス (2) <u>居宅介護概論</u> (3) 居宅介護従業者の職業倫理	朱書きを追加 朱書きを削除
11 <u>居宅介護職員初任者研修課程及び</u> 旧2級課程（旧介護員研修の2級課程及び旧ヘルパー研修の2級課程を含む。）修了者が重度訪問介護従業者養成研修追加課程を受講する場合 (1) 医学の基礎知識 I (2) 在宅看護の基礎知識 I	11 旧2級課程（旧介護員研修の2級課程及び旧ヘルパー研修の2級課程を含む。）修了者が重度訪問介護従業者養成研修追加課程を受講する場合 (1) 医学の基礎知識 I (2) 在宅看護の基礎知識 I	朱書きを追加
12 (略)	12 (略)	
13 介護福祉士、 <u>実務者研修、居宅介護職員初任者研修課程</u> 、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧1、2級課程及び旧3級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者又は修了予定者 <u>並びに看護師、准看護師及び保健師の資格を有する者</u> が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合 (1) 視覚障がい者（児）の福祉サービス (2) 障害・疾病の理解① (3) 障がい者（児）の心理①	13 介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧1、2級課程及び旧3級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者又は修了予定者が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合 (1) 視覚障がい者（児）の福祉サービス (2) 障害・疾病の理解① (3) 障がい者（児）の心理①	朱書きを追加
14 介護福祉士、 <u>実務者研修、居宅介護職員初任者研修課程</u> 、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧1、2級課程及び旧3級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者又は修了予定者 <u>並びに看護師、准看護師及び保健師の資格を有する者</u> が全身性障害者移動介護従業者養成研修課程を受講する場合 (1) 障害者総合支援制度とサービス (2) 居宅介護概論 (3) 居宅介護従業者の職業倫理 (4) 障がい者（児）の心理	14 介護福祉士、障害者居宅介護従事者基礎研修課程、旧1、2級課程及び旧3級課程（「旧介護員研修」の各課程及び「旧ヘルパー要綱」の各課程を含む。）修了者又は修了予定者が全身性障害者移動介護従業者養成研修課程を受講する場合 (1) 障害者総合支援制度とサービス (2) 居宅介護概論 (3) 居宅介護従業者の職業倫理 (4) 障がい者（児）の心理	朱書きを追加

<p>15 <u>平成 23 年 10 月 1 日以降</u>に北海道において開催された視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合</p> <p>(1)視覚障がい者（児）の福祉サービス (2)同行援護の制度と従業者の業務 (3)障害・疾病の理解① (4)障がい者（児）の心理① (5)同行援護の基礎知識 (6)基本技能 (7)応用技能</p>	<p>15 北海道において開催された視覚障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が同行援護従業者養成研修一般課程を受講する場合</p> <p>(1)視覚障がい者（児）の福祉サービス (2)同行援護の制度と従業者の業務 (3)障害・疾病の理解① (4)障がい者（児）の心理① (5)同行援護の基礎知識 (6)基本技能 (7)応用技能</p>	<p>朱書きを追加</p>
<p>16 （略）</p>	<p>16 （略）</p>	